

板橋区家庭教育ガイドライン策定検討会設置要綱

(平成21年4月7日教育長決定)

(設置)

第1条 家庭教育力の向上をめざし、「親としての学び」支援を効果的に行うための指針（以下、家庭教育ガイドライン）を策定するため、板橋区家庭教育ガイドライン策定検討会（以下、検討会）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について検討し、教育長に報告する。

- (1) 子どもが発達段階に応じた望ましい生活習慣や規範意識を身につけるために必要な家庭教育に関すること。
- (2) 家庭教育に関する学習機会および情報の提供に関すること。
- (3) その他、家庭教育支援に関わる事項。

(組織)

第3条 検討会は、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 会長は教育委員会事務局次長とする。
- 3 副会長は生涯学習課長とする。
- 4 会長は、検討会を代表し、会務を総括する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときには、その職務を代理する。
- 6 会長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(作業部会)

第4条 検討会は、検討課題について専門的かつ効率的に協議をするために、作業部会を置くことができる。

- 2 会長が必要と認めるときは、作業部会委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第5条 検討会及び作業部会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課において処理する。

(補足)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、
会長が定める。

付 則

この要綱は、平成 2 1 年 4 月 7 日から施行する。

別 表

	部	構成員
1	教育委員会事務局	事務局次長
2		学務課長
3		生涯学習課長
4		指導室長
5	区立小学校校長会	代表
6	区立中学校校長会	代表
7	区立幼稚園園長会	代表
8	私立幼稚園園長会	代表
9	区立保育園園長会	代表
1 0	私立保育園園長会	代表
1 1	子ども家庭部	子ども政策課長
1 2		保育サービス課長
1 3		子ども家庭支援センター所長
1 4	健康生きがい部	健康福祉センター所長